

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成 29 年度第 3 回調査及び広報推進委員会議事録

開催日時 平成 30 年 3 月 13 日(火) 14:00～
開催会場 中央区立環境情報センター 第 2 研修室
出席者

委員

全国木材資源リサイクル協会連合会・関東協会	原 信男 委員長
住友林業(株)	矢吹 賢二 委員
(株) グーン	桑野 俊 委員
(株)エコグリーン	山口 良治 委員
フルハシEPO(株) (東海協会兼務)	三崎 隆照 委員
住友大阪セメント(株)	田中 健太郎 委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介 委員

地域委員

北日本協会事務局	高橋 秀孝 委員	
近畿協会事務局	三砂 和浩 委員	木材開発(株)
中四国協会事務局	岡崎 博紀 委員	(有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦 委員	中山リサイクル産業(株)

欠席委員

JFE エンジニアリング(株)	金森 聖一 委員
(プレス) 日報ビジネス(株)	徳永 杉太
(事務局) 全国連合会	十川 有子

<会議概要>

1 委員長挨拶

本日は来年度の連合会事業計画及び重点事業について検討したい。特に関東協会が始まった適合チップ認定制度について、どのように全国の地域協会へ拡大していくことができるか、皆さんの意見を頂きたい。(原委員長)

2 議事要旨

(1)平成30年度事業計画(案)

(原委員長)

活動の基本方針は大きく変えていないが、「今後の発展のための布石を打ちこむ取り組みを進めていくこととする」という文言を追加している。事業計画の中で特に来年度の重点事業として取り上げたいのは、以下の項目である。

・ホームページの活用

これまでの連合会ホームページに新たに地域協会からのお知らせなどのコーナーを新設し、情報提供手段として有効に活用できたらと考えている。後ほど詳細を説明する。

・効果あるイベントに対しての積極的な出展

今年度のエコ・プロダクツ2017で、毎年出展している連合会としては今回初めてワークショップを実施したところ、連合会ブースを見学した林野庁職員から、5月に日比谷公園で林野庁主催で開催される「みどりとふれあうフェスティバル」への出展依頼があった。このイベントに出展予定で、スタッフ協力は関東協会の企画財政委員に協力をお願いしている。

・先進地域視察

今年度は高知県の、住友大阪セメント(株)、土佐グリーンパワー(株)、丸和林業(株)を視察し反響があった。次年度も実施したいが、視察先として皆さんの意見をお聞きしたい。

・適合チップ認定制度

安定供給と品質向上を目指して関東協会で行っている事業である。関東ではH29年度にスタートし、現在申請受付中であり、8割弱の会員から申請があり、審査も開始している。全国にこういった形で展開していけばよいか、後ほど議論したい。

・資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」に明記された当地域協会との事前調整を確実にするための適切な情報収集と提供に努める。この項目も後ほどF I T認定制度の議題の際に説明する。

上記の他、第3回理事会で議論のあった「木くずの適正処理の検討」については、公正取引上の課題があり事業計画からは削除する。

【ホームページの活用】

(事務局 十川)

連合会ホームページについて、大きく2点、コンテンツの追加案があり、ホームページの部分的な管理を委託しているフルハシ総研に、現在見積もりを依頼中である。

追加案の一点目は、会員専用ページで「地域協会からのお知らせ」を「連合会からのお知らせ」の下部に新設する案。地域協会からのお知らせとは言っても、必要がなければ利用しなくて良く、必要な時に連合会事務局にて情報のアップや更新を行うというのはいかがでしょうか。

二点目は、現在は更新情報の下に6つのバナーがあるが、1つか2つバナーを追加し、また順番を入れ替えて、使用頻度の高いバナーを上にする案である。追加するバナーはFITに関するもので、現在ホームページ内でバラバラに入っているFIT関連の情報をひとつのページにまとめたい。実施要領、認定リスト、実績報告のほか、必要なページへのリンクなどで、外部からの問い合わせに答えられるページにできればと考える。

また、バナーが7つだと収まりが悪い場合は、1つダミーのバナーを入れることも可能で、将来的にはダミーのバナーも必要があれば活用していくことも可能。皆さんのご意見をお聞きしたい。

意見

- ・北日本と中四国は独自でホームページを持っているが、活用できているか。(原委員長)
- ・北日本のホームページは長い間更新できていない。(高橋委員)
- ・関東では、ホームページがないため、このような地域協会からのお知らせページがあると大変便利。会員への通知やダウンロードなどで活用したいが、他の地域で不必要ということであれば、その点で懸念している。(原委員長)
- ・関東ではIT化されているが、一部地域ではまだFAX等の連絡方法を望んでいる会員もいる。地域によってはホームページの活用は不必要な場合もあるかもしれない。(矢吹委員)
- ・北日本でも徐々にペーパーレス化の動きもあり、例えば連絡方法については現在はメールとFAXが半々の状況である。地域でも今後は変わっていくだろう。(高橋委員)
- ・連合会にFIT関係の問い合わせというのはあるのか。(芦塚委員)
- ・会員より会員外からの問い合わせが多い。(十川)
- ・FITに関してはQ&Aのような項目もあれば便利かもしれない。(芦塚委員)
- ・確かにFITに関する情報に関しては一つにまとめるべきだろう。(原委員長)
- ・FITのバナーの見出し文言をどのようにすれば良いか。(十川)
- ・「FIT制度」が良いのではないか。(原委員長)

- ・入札方式が導入されてもFITという言葉のままなのか。(芦塚委員)
- ・現在のところ、名称変更という話は聞いていないので、おそらく制度名称は変更しないのではないか。(原委員長)
- ・地域協会からのお知らせのページも、現在は不要な地域が多くとも、今後は世代交代もしてIT化されていくと思われるので、作っておいて良いのではないか。(矢吹委員)

上記の議論を経て、ホームページを改訂することで合意した。

【先進地視察】

- ・H30年度の視察先として皆様のご意見をお聞きしたい。(原委員長)
- ・中部地方はどうか。(矢吹委員)
- ・三重県は大規模から小規模までいくつか発電ボイラーがある。(三崎委員)
- ・三重県ではチップ工場の近くに小型のボイラーが最近でき、大中小と様々な発電施設を比較できる。(矢吹委員)

上記の議論を経て、三重県を中心に視察先を検討することで合意した。

(2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領について (原委員長)

① FIT事業者認定に関する取扱いの見直しについて(案)

前回の本委員会、北日本地域での発電施設への原木搬入に関する認定の可否について議論になった。この点について再度検討したい。

H24年8月に自主行動規範を定めた際は、チップ工場を持っているところのみを対象としていた。その後H26年1月から必ずしも破砕施設を有さない事業者からの申請も、審査可能なものは受理するよう変更した。さらに、今回は木質バイオマス発電施設で原木搬入の可能な施設が増えたため、原木を自社工場に運ばずに直接発電施設へ運ぶ場合も、条件付きで受理することとしたい。条件は「会員であることまたは、入会申込していること」と、現地伐採なので、「仕事の態様別に許可すること」の2点とする。

審査対応要件については、一つは木くずの破砕施設を有している事業者で、現地伐採した原木を自社工場に運ばずに直接発電施設に運び込む場合の申請は、契約書の記載事項及び伝票管理を担保とするほかないかと考える。

上記案についての議論は以下の通り。

・伐採段階、加工段階の事業者認定があり、運搬そのものには認定は必要ないはずだ。(三砂委員)

・運送会社が商流であれば、認定を取る必要があるが、北日本の事例は運送会社ではない。(原委員長)

・中間処理工場が原木の運搬をするだけであれば、伐採の証明書と森林経営計画添付書類があれば、運搬そのものに事業者認定は必要ない。原木をチップ化する時は、加工した証明がさらに必要だが、加工していなければ伐採の証明があればよい。(三砂委員)

・伐採の許可があれば、原木のまま運ぶことには証明はない。伐採したものを有価で買取り、運搬する場合は商流となるので証明が必要。(河野委員)

・伐採する業者は、伐採の事業者認定を取っているのか。(山口委員)

・今回の事例では、伐採の事業者認定を持っておらず、それは連合会では認定できないことは理解して頂いている。しかし、中間処理の工場を有しており、チップを作ることができる事業者については、条件付きで認定を出すことは難しいかという話であったと思われる。(高橋委員)

・証明ガイドラインのQ&Aに種類ごとに認定をとることと記載されていたと思う。(三砂委員)

・中間処理で加工する事業者を認定することが大原則だが、ただし加工しきれない量の一部を原木のまま納入する場合の認定は難しいか。(高橋委員)

・チップ工場で認定を取得していても、伐採の認定がなければ、証明の連鎖にならない。認定を持っている者が伐採したものでなければ、FITに該当しない。

(河野委員)

・やはり伐採に認定を出すことは、連合会では難しい。(原委員長)

・例えば具体的な例として、太陽光の開発工事に伴う産廃の伐採木で証明があるものは、加工せず一般木質バイオマスとして納入することはできるか。

(矢吹委員)

・産廃処理として引き受けているものを加工せず納入することはできない。必ず処理加工しなければならない。有価で売買されればそもそも産廃ではなくなるので問題ないが。(芦塚委員)

上記の議論から、連合会のFIT事業者認定に関する取扱いの見直しはしないことで合意。

② 伝票管理システムについて

FITの事業者認定の申請書の書式にある「伝票管理システム」について、例示がなく、どのようなものを提出すれば良いかという問い合わせが以前からあ

った。システムと書いてあるが、伝票管理をどのようにしているかということなので、搬入及び搬出伝票の管理について別紙5として例を作成した。ご意見をお聞きしたい。

- ・別紙5の例にマニフェストと記載されているが、独自のマニフェストに似た形式のものを作成して運用している事業所もある。(三砂委員)
- ・「マニフェスト」と記載せずに、「排出元は由来の証明をできる書類を発行し」に文言を変えたほうが良いかもしれない。(原委員長)

・バイオマス証明は、一般木材でも間伐材でも加工事業所に証明書を持ってくる。その搬入の際、このフォーマットを使用しなければならないということか。(三砂委員)

・そうではなく、「伝票管理システム」という文言が良くわからないという意見があったため、ひとつの例として示したもの。伝票自体は様々な形式があるだろう。(原委員長)

- ・納品書に必要事項が記載されているだけでも良いのか。(三砂委員)
- ・納品書に認定番号と、証明が添付されていれば問題ない。(矢吹委員)
- ・「システム」というのがわからない。(三砂委員)
- ・1年ほど前に申請書の様式変更した際に「システム」という文言を使ったが、「伝票管理の方法」のように文言を修正した方が良いだろう。

(原委員長)

③ 木質チップ(建設廃材)調達事情に関する報告

発電事業者が調達事情に関して、連合会の地域協会と事前調整し、その書類を経産省に提出しなければならない。この調達事情についての用紙の中で、以下の項目がある。

2. バイオマス燃料の使用計画書に記載の「木質チップ(建設廃材由来)」には、「証明のない木材」が含まれていないか。該当するほうを○で囲むこと。

- ① 「含まれていない」
- ② 「証明のない木材 t を含む」

ここで記載されている「証明」とは、FITの証明のことではなく、マニフェストを発行しているかどうかという意味のようだ。マニフェストがあれば建廃となる。証明、つまりマニフェストがない木材は、建廃では通常含まれていない。

・証明(マニフェスト)のない木材とは、有価であれば廃棄物ではないので、ここでは関係ないかもしれないが、型枠などは「証明のない木材」に該当するかもしれない。(桑野委員)

・型枠などは、建設廃材由来であるが産廃の処理費がかからないため、マニフェストの発行をしていないものがあるという意味だろう。(河野委員)

調達事情に関する報告について追加

・また上記に関連して、地域協会事務局に調達事情に関する問い合わせがあった場合、連合会事務局までの報告を忘れずして頂きたい。(原委員長)

・気を付けなければならないのは、新規だけでなく、RPSからFITへの移行認定においても、地域協会への事前調整が必要である。(矢吹委員)

④ 平成29年度FIT実績報告の提出のお願い

毎年度末、FIT認定事業所は実績報告書の提出が必要となる。実績がゼロでも提出が必要。各地域協会事務局は報告書の提出について周知徹底をご協力お願いしたい。(原委員長)

(3) 平成30年度通常総会及び講演会について

(原委員長)

総会の講演会には、事務局側で調整し、林野庁の元局長の山田壽夫氏に「林業・木材産業の現状と今後の展望」と題して講演を依頼している。過去の状況からポストオリンピックまで、木材産業についてお話しを頂くこととなっている。

その他

ア 適合チップ認定制度について

(原委員長)

関東協会では今年度スタートしたのが本制度だが、各地域協会にはまだ詳細に説明していない。本日は概要を説明させて頂き、今後どのようにして全国に広げていけるかを検討したい。

・本制度は主に品質向上と安定供給のために、関東協会が発足した。メーカー側は、「適合チップ認定に係る申請書」「適合チップ認定のためのガイドラインの達成度チェック表」というものを作成してもらおう。達成度チェックの項目では項目別に点数をつけ満点は200点となり、認定した事業所には認定書を送付する。運用面では需要者側にトラブルがあれば、「トラブル報告」を事務局に提出してもらい、会員に周知する。トラブルに関する改善事例等をメーカー間で共有し品質向上を目指す。(原委員長)

意見

- ・「達成度チェック表」自己申告による点数のばらつきには、どのように対応しているのか。(高橋委員)
- ・自己申告のため、自社に対して厳しくつけるところと甘くつけるところで、多少の点数のばらつきはあるが、それほど問題ではない。しかし、「作業手順書」に関してなどは、有無のチェックなので明確にわかる。(原委員長)
- ・一定の点数に到達しない事業所にはどのように対応するのか。(高橋委員)
- ・関東では企画財政委員会の正副委員長と専務理事で協議して対応するが、極端に点数の低い事業所はほとんどない。(桑野委員)
- ・点数に達しない事業所には、改善すべき点を伝え努力してもらうよう促す。
(原委員長)
- ・チェック項目の裏付けについて、例えば作業手順書のデータ提出等は求めないのか。(山口委員)
- ・それらの提出は求めている。(原委員長)
- ・認定を出した後の運用面の方が重要で、PDCAサイクルなど相互的に品質向上を目指すというもの。ユーザーによるトラブル報告を周知した後に、改善事例等の情報を共有することが重要。(桑野委員)
- ・トラブル報告については、改善事例集などを出せることが目標である。
(原委員長)

適合チップ認定制度については、各地域協会にも今後検討してもらうことで合意。

閉会 15：40

次回委員会は6月ごろを予定

(文責：十川)